

平成30年 第7回須賀川市農業委員会総会議事録

平成30年第7回須賀川市農業委員会総会は、次のとおり招集された。

- 1 招集公示 平成30年7月 5日（木）
- 2 招集通知日 平成30年7月 5日（木）
- 3 招集日時 平成30年7月17日（火）午後1時30分
- 4 招集場所 須賀川市役所大会議室A・B
- 5 招集委員 須賀川市農業委員会 農業委員（19名）

農地利用最適化推進委員（10名）

議席 番号	氏名	議席 番号	氏名	議席 番号	氏名	議席 番号	氏名
1	車田 文彦	2	粟野 一栄	3	小枝 宏嗣	4	村上 光宏
5	和田 博文	6	遠藤 敏雄	7	古川 雅和	8	善方 春夫
9	矢部 由隆	10	高橋 純一	11	小林 伸二	12	大河原一英
13	吉田誠次郎	14	西間木幸男	15	安藤 武栄	16	上田 和一
17	味戸 一浩	18	二瓶 寿	19	佐藤 健一		

- 6 出席農業委員 18名
- 7 欠席農業委員 1名 14番 西間木 幸男

担当地 域名	氏名	担当地 域名	氏名	担当地 域名	氏名	担当地 域名	氏名
須・浜	秋山 吉治	西袋	円谷 正美	西袋	佐藤栄久男	稲田	小椋 利春
稲田	有馬 勝三	小塩江	安藤 雅裕	仁井田	影山 孝	大東	國井 美治
長沼	横川 良雄	長沼	松川美智夫				

8 出席を要請した農地利用最適化推進委員 10名

9 欠席農地利用最適化推進委員 0名

10 職務のため会議場に出席した事務局職員の職・氏名

農業委員会 事務局 長 須田 俊弥

主幹兼局長補佐・農地係長 戸田 正樹

主任主査兼農政係長 三島木 修

産業部農政課 主 事 佐藤 美佳

11 議 案

議案第 37 号 農用地利用集積計画について

議案第 38 号 農用地利用配分計画(案)に関する意見について

議案第 39 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 40 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 41 号 須賀川農業振興地域整備計画の変更について

報告第 35 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について

報告第 36 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について

報告第 37 号 農地改良行為工事のための届出書の受理について

報告第 38 号 災害復旧工事のための農地一時転用届出書の受理について

報告第 39 号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画の認可について

協議事項 平成 30 年度田畑売買価格等に関する調査結果について

12 開 会 (午後 1 時 3 0 分)

13 あいさつ 農業委員会 会長 和田 博文

14 須賀川市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、議長に和田博文農業委員会会長が就任する。

議長は、出席農業委員数の報告後、須賀川市農業委員会会議規則第 6 条の

規定に本総会が成立していることを宣言した後、農地利用最適化推進委員の出席委員数も報告した。議事録署名委員には、議席番号6番 遠藤敏雄 農業委員と7番 古川雅和 農業委員を指名した。

15 議 事

審議内容 別添のとおり。

16 閉 会 (午後3時15分)

須賀川市農業委員会会長は、書記をして議事一切を記録せしめ、その事実相違ないことを証するため、議事録署名農業委員とともに署名する。

平成30年7月19日

須賀川市農業委員会

会 長 (議 長)

議事録署名農業委員

議事録署名農業委員

<別 紙> 審 議 内 容

平成30年 第7回総会

平成30年7月17日(火)

議 長 それでは、只今から議事に入ります。

議案第37号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 戸田主幹 概略説明

農政課佐藤主事詳細説明

議 長 只今、説明がありました。各委員からご意見・ご質問等は、ありませんか。

(質疑は、なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。議案第37号「農用地利用集積計画について」異議の無い農業委員は挙手を願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第37号「農用地利用集積計画について」は、計画案のとおり議決し、決定することといたします。次に、議案第38号「農用地利用配分計画(案)に関する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 戸田主幹 概略説明

農政課佐藤主事詳細説明

議 長 只今の説明に、ご意見、質問等ありませんか。

(質疑は、なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第38号「農用地利用配分計画(案)に関する意見について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第38号「農用地利用配分計画(案)に関する意見(案)について」は、計画案のとおり決定する旨の意見といたします。

次に、お諮りいたします。議案第41号「須賀川市農業振興地域整備

計画の変更について」ですが、前議案同様、市長から意見を求められている議案の関係上、審議順番を早めに、先に審議したいのですが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、事務局の説明を求めます。

事務局 三島木主任主査兼係長概要説明

農政課佐藤主事詳細説明

議長 続いて、対図番号順に調査委員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

佐藤栄久男推進委員 7月11日に現地調査した重要な変更の対図番号①を説明します。

今回の申請目的は、農家住宅敷地への通路確保のためです。現在は、計画者夫婦と父親、弟、子供2人で生活しており、既存の住宅が老朽化しており子供の成長で手狭になって来ているため建て替えを行うものです。しかし、建て替えにあたり敷地に接する道路が建築基準法の道路に該当しないため接道を確保する必要が生じたため、今回の申出となったものです。排水、取水も問題なく外構工事により土砂流出や流入することはありません。特に問題はなく、周辺の農地に及ぼす影響は無いものと思われます。また、今回の申請にあたり顛末書及び新たに住居を建築するにあたり生活排水について吉美根区長より同意を得ております。調査の結果、変更の必要性及び土地の選定については妥当であり農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の各要件を充たしており、農用地区域からの除外は妥当と思われますので、委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 次に、國井推進委員からお願いします。

國井美治推進委員 7月9日現地調査して参りました重要な変更の②について説明いたします。今回の申請目的は、業務用資材置場及び業務

用車輛等の駐車場として使用するための申請です。事業計画者は、道路を挟み向かい側で板金工事、屋根工事等を請負う会社を経営しています。

申請地所有者の母親が平成17年に亡くなり相続で受け、遠方にいる現所有者では管理ができないため事業計画者に管理を任し、事業計画者は会社の資材置場として賃貸借で使用し現在に至りました。

このことについて、今回の申請にあたり別紙のとおり顛末書が提出されております。複数の土地選定候補地がありましたが本申請地以外に代替できる土地は無く、土地選定の理由も妥当と思われます。

また、申請地への取水はなく敷地内の雨水排水は自然浸透とし外周には囲いなど設置し周辺の農地への影響はないものと考えます。調査の結果、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の各要件を充たしており、農用地区域からの除外は妥当と思われますので、委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 次に、横川推進委員からお願いします。

横川良雄推進委員 7月8日現地調査した重要な変更の対図番号③について説明します。

今回の申請目的は、自営業の製品材料等をストックする資材置場用倉庫と駐車場確保するための申請です。変更の目的、必要性及び土地選定についても複数の候補地がありましたが、本申請地以外に代替する土地は無く土地選定も妥当と思われます。また、排水は雨水のみで一部は地下浸透し一部は既存排水側に排水するものです。倉庫は、敷地西側に建築するもので、周辺の農地へは影響を及ぼすものではないものと思われます。調査の結果、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の各要件を充たしており、農用地区域からの除外は妥当と思わ

れますので、委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 次に、松川推進委員からお願いします。

松川美智夫推進委員 7月9日現地調査を行った重要な変更の対図番号④についてご説明いたします。今回の申請の目的は、国道118号線の拡幅に伴い事業計画者の経営している会社の作業所、資材置場及び自宅兼事務所の移転が必要となるためのものです。変更の目的、必要性は妥当であります。また、土地選定についても複数の土地選定候補地がありましたが本申請地以外に代替する土地はなく、土地選定の理由も妥当と思われます。取水は井戸を利用し、排水について雨水は集積柵を設置し集水し排水路に排水し一部は地下浸透を行いますので周辺農用地には影響は無いものと思われますが、ただし、現地調査の結果、申請地は、昨年10月に、農地を効率的に利用する目的で農地改良届が提出されましたが盛土は行われたものの完了届は未提出でありそれ以降に建築業の資材置き場として一部、材木や重機が恒常的に置かれた状態が確認されたため、事業者を確認したところ建築業の資材置場として安易に利用してしまったとのこと。よって速やかに農地への原形復旧する指導と改良届の完了届を写真付きで提出、更に復旧を確約する確約書を任意で9月末まで提出することを求め事業者は承諾いたしました。以上、いくつかの問題と改善を求め、課題はあるものの確約を遂行されるものと今後も見届けるものとします。よって、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の各要件を充たしており、農用地区域からの除外は妥当と思われますので、委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 次に有馬推進委員からお願いします。

有馬勝三推進委員 7月15日に調査した重要な変更の対図番号⑤についてご説明いたします。

今回の申請の目的は、稲田公民館が震災で被災し天井が崩落するなど建物が一部損壊し、さらには耐震診断で新耐震基準を満たしていない結果などから市では総合的に検討し稲田地域体育館駐車場敷地に稲田公民館施設を移転建設をすることとし、公民館駐車場、付帯する道路及び多目的広場を申請予定地に設置する計画です。土地の選定や周辺農地への影響を及ぼすものも無いものと思われます。調査の結果、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の各要件を充たしており、農用区域からの除外は妥当と思われますので、委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 次に佐藤栄久男推進委員からお願いします。

佐藤栄久男推進委員 軽微な変更の対図番号①を調査した結果を報告いたします。申請地においては、現在ハウスいちごの栽培が行われています。雇用作業員のための駐車場、労働環境を整える農業用施設（加工所、事務所兼休憩所）を設置するため今回の申請に至ったものです。

申請にあたり本申請地以外に代替する土地はなく、妥当と思われます。取水についても自己所有の井戸を利用し排水については、敷地南側のある集水桝へ一時落とし上水のみ排水するものです。周辺農地へは影響を及ぼすことはないものと考えられます。以上で申請に基づき調査の結果、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の各要件を充たしており、農用区域からの除外は妥当と思われますので、委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 只今、対図番号順に調査した報告の説明がありました。質問等ありませんか。

有馬勝三推進委員 今後、我々委員としてどういった対応すべきか参考としてお聞きしたい。

重要な変更の④について、地元委員からも説明がありました

が農振除外申請の前から不適切な農地の使用をしていたものが今回申請書が提出された。このような申請以前から不適切に農地を使用していたケースで書類を揃え申請がなされた場合に対し農業委員、推進委員はどうすべきなのか。教示願いたい。

議長 長 まずは、地元の農業委員から発言を求めます。

2 番粟野一栄農業委員 本件について、松川推進委員から説明のとおりです。

私達も事業者とは、申請後 2 回ほど会い指導し建築資材等を撤去し農地への復元を 9 月末までの期限で行う確約をした。

確約を取り付けたことで今回の農振除外申請は問題が無いものと思われま。委員の皆様のご審議をよろしく願いたいいたします。

事務局 有馬推進委員の質問にお答えいたします。農業地域整備計画からの変更できる要件は、代替地の有無、周辺農地への悪影響有無、圃場整備施工後 8 年以上経過など 5 項目の要件を満たせば除外できる。

お話しのような現況の場合は、地元各委員さんと協議や行動により現況復帰など今後も指導対応を行うこととしたい。

有馬推進委員 現況復帰すれば良いのか。書類を整えば良いのか。今までの問題をクリアーしないで今申請を審議して良いものか疑問である。我々も学習しなければならない。誰でも理解できるような形で進めてほしい。

17 番味戸一浩農業委員 今申請の④については、粟野農業委員から以前にも相談を受け地元委員として活動や口頭指導など行って来た。そして、今回確約まで取り付けたものをご理解願いたい。

事務局 今回申請の④は、先ほどから説明のとおり以前からの不適切な農地の利用があったことは事実。しかし、今回地元農業委員と推進委員の指導と説明で事業者が理解を示して確約したとのことである。なお、皆様もご承知かと思いますが、農業振興整備計画の変更受付は、9 月と 3 月の年

2回です。9月と3月は、書類受付期限です。そこからの土地使用等で問題ある物件の対応では時間的に苦慮することが想定されます。今後は、最初に窓口で相談があった時点から関係委員も関わり対応していくことで理解願いたい。

議 長 他に、質問等ありませんか。

(質疑は、なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。議案第41号「須賀川農業振興地域整備計画の変更について」は全件とも原案のとおり異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第41号「須賀川農業振興地域整備計画の変更について」は原案のとおり同意する意見を付し市長へ回答することといたします。

次に、議案第39号「農地法第3条第1項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。

議 長 事務局の説明を求めます。

事務局 須田事務局長説明

議 長 続いて、受付番号順に調査委員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

円谷正美推進委員 受理番号第51号について説明いたします。7月17日小枝農業委員と自宅訪問し調査してきました。申請人は、親子の関係です。会社経営も息子に任せ、母親が所有している畑を後継者へ贈与するものであり、畑には会社用の苗木等が植えてあり使用されています。許可上特に問題は無いものと思われま。委員の皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 続きまして受理番号第52号に移ります。有馬勝三推進委員から説明願います。

有馬勝三推進委員 受理番号第52号について説明いたします。申請人は、親子の関係です。長男は亡くなり、次男が郡山安積町から出向き営

農と介護をしているためほとんどこちらで生活しています。今回の申請は、父親が所有している農地を後継者へ使用貸借するものであり許可上特に問題は無いものと思われます。委員の皆様
の審議をよろしくお願ひします。

議 長 続きまして受理番号第 53 号に移ります。横川良雄推進委員から説明
願ひます。

横川良雄推進委員 受理番号第 53 号について説明いたします。申請人は、親子
の関係です。申請内容は、高齢の父親が所有している農地を同一敷地内に住んでいる娘へ贈与するものであり、譲受人も日常
から一緒に営農しており許可上特に問題は無いものと思われ
ます。委員の皆様の審議をよろしくお願ひします。

議 長 続きまして受理番号第 54 号に移ります。影山 孝推進委員から説明
願ひます。

影山 孝推進委員 受理番号第 54 号について説明いたします。7 月 14 日自宅訪
問し確認して参りました。申請人は、親子の関係です。申請内
容は、農業者年金を受給している父親が所有している農地を後
継者へ贈与するものであり、哲也氏も会社勤めをしながら営農
を行っており許可上特に問題は無いものと思われます。委員の
皆様の審議をよろしくお願ひします。

議 長 続きまして受理番号第 55 号に移ります。秋山 吉治推進委員から説
明願ひます。

秋山吉治推進委員 受理番号第 55 号について説明いたします。7 月 10 日に自宅
訪問し確認して参りました。申請人は、親子の関係です。申請
内容は、農業者年金を受給している父親が所有している農地を
後継者へ贈与するものであり、許可上特に問題は無いものと思
われます。委員の皆様の審議をよろしくお願ひします。

議 長 続きまして受理番号第 56 号に移ります。秋山 吉治推進委員から説
明願ひます。

秋山吉治推進委員 受理番号第 56 号について説明いたします。10 日に確認して

参りました。譲渡人は、今年の3月に旦那さんを亡くしそれ以降、営農は無理という判断となり夫の知人であった譲受人に相談した結果、売買が決定されたものです。地目は、田となっていますが今まで果樹園として使用していましたが、今後は、畑として利用していくとのことです。許可上特に問題は無いものと思われます。委員の皆様の審議をよろしく申し上げます。

議 長 続きまして受理番号第57号に移ります。安藤雅裕推進委員から説明願います。

安藤雅裕推進委員 受理番号第57号について説明いたします。両申請人は、親子関係です。譲渡人孝之氏は、脳出血を発症し身体不随の状態となつてしまい、営農は出来ないため父親に贈与するものであります。許可上特に問題は無いものと思われます。委員の皆様の審議をよろしく申し上げます。

議 長 続きまして受理番号第58号と59号は相互交換の審議案件ですので併せて、小椋利寿推進委員から説明を願います。

小椋利春推進委員 受理番号第58号と第59号について説明いたします。7月9日に佐藤健一農業委員と申請人宅を訪問し調査して参りました。申請どおり、申請地はお互いの自宅の近くに位置し耕作の利便性を向上させる目的の相互交換です。許可上特に問題は無いものと思われます。委員の皆様の審議をよろしく申し上げます。

議 長 只今、申請番号順に調査結果について説明がありました。質問等ありませんか。

(質疑は、なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。議案第39号「農地法第3条第1項の規定による許可申請適否決定について」許可することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第39号「農地法第3条第1項の規定による許

可申請適否決定について」許可することを議決決定することといたします。

次に、議案第 40 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 戸田主幹 説明

議長 続いて、調査を担当した委員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。松川推進委員。

松川美智夫推進委員 受理番号第 9 号について説明します。7 月 10 日農業委員と現地調査を行いました。申請地は、譲受人が平成元年ころから作付けのため賃借していましたが建築業の事業拡大のため資材置場や駐車場が必要となり譲渡人に相談したところ互いに希望しており話しがまとまった次第です。売買価格も両者納得し申請地は、両隣りは住宅に囲まれ、農地の集団性を阻害することもなく排水等についても周辺に悪影響を与えるものは無いものと思われます。許可上問題は無いものと思われます。各委員の審議お願いします。

議長 只今、調査した委員から説明がありました。ご意見、質問等はありませんか。

(質疑は、なし)

議長 それではお諮りいたします。議案第 40 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」本市農業委員会では許可相当とすることに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 40 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」議決し、許可相当として県に進達することといたします。

次に、報告事項に入ります。

報告第 35 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理については、1 件です。

報告第 36 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理については、7 件です。

報告第 37 号 農地改良行為工事のための届出書の受理については、5 件です。

報告第 38 号 災害復旧工事のための農地一時転用届出書の受理については、3 件です。

報告第 39 号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画の認可については、13 件です。

議長 以上で、本日の提出案件の審議は全て終了いたしました。各委員からその他で何かありましたら、発言を許します。

15 番安藤武秋農業委員 報告第 37 号の内容で栗、銀杏の苗木を植えて農地利用する内容ですが、木が成長し周りへの日陰等の影響はないか。

事務局 届出者の説明では悪影響を及ぼす心配はないとのこと。

円谷正美推進委員 土地の立地条件からみて悪影響はないと思われます。

併せて高速道路周辺でもいのししの目撃やカモシカによる稲の食害が出ている。農業委員会からも担当課に話しを強く通してほしい。

議長 その他、事務局からありましたらお願いいたします。

事務局 協議事項 平成 30 年度田畑売買価格等に関する調査報告について説明した。資料の内容で県農業会議への調査書作成報告を承諾を得た。

続いて、阿武隈時報社 2 万号発刊記念事業後援依頼について、名義後援の承諾を得た。

今年度の市農業賞候補者推薦について、再度依頼した。

議長 これにて、平成 30 年第 7 回須賀川市農業委員会総会を閉会といたします。慎重審議、お疲れ様でした。